

〔紹介〕

アルベルト・クレプス 「保安拘禁執行の実際から」

Albert Krebs: Aus der Praxis des Vollzugs der Sicherungsverwahrung

石 原 明

はじめに

ここに紹介する論文は、既に刑罰や保安処分執行、累犯者の処遇等の問題に関する多くの論文を発表している著者アルベルト・クレプスが、ヘルムート・マイヤーの生誕七〇年を記念する祝賀論文集（一九六六年）に載せたものである。危険な常習犯人に対する対策は、我国にとってもドイツにおいても重要な問題である。現行ドイツ刑法では、加重刑の後不定期の保安拘禁を課しているが、一九六二年草案もやはりこの制度を取入れている（第八五条、第八六条）。しかしながら保安拘禁は周知のように、古くから、それは、ナチス立法の産物であるとか、「レットテル詐欺」である（リットラー）とかの汚名を着せられている制度であり、著者により本稿を

捧げられてその生誕記念を祝福されたヘルムート・マイヤーも、既に早くからこの制度を痛烈に批判した代表的学者であった。それ故、六二年草案を批判する立場から、パウマンを中心として作成された一九六六年対案では、デンマークのヘルステッドヴェスターの施設に範をとって新たに改善を中心とした社会治療施設が保安拘禁施設にとって代えられた。もっとも対案もその七〇条で、保安施設への収容を予定しているが、それも社会治療施設への収容が前置されるところの、最後の手段として考えられているものである。なお、一九六九年にドイツでは、二つの刑法改正法が成立し、それにより現行四二条の、危険な常習犯罪者に対する保安拘禁の要件が厳格化されるとともに、一九七三年には社会治療施設への収容が実現されることになったが、それでもなお、保安拘禁処分は

残されている。ところで我國の改正刑法準備草案では、危険な常習犯人に対する処置として、不定期刑が考えられている(草案第六二条)。しかしこの制度に対しても賛否両論があつて決して一致を見ていないことも周知の事実である。問題はやはり社會の保安と人權の擁護との兩極面の問題と、常習犯人の犯罪學上の解釈にある。ところで著者クレプスは、本稿において、ツイーゲンハインの保安拘禁施設における執行の實際を紹介しながら、保安拘禁制度のもっている幾つかの問題点を指摘した。そこにおいて著者は、保安拘禁はあくまで被拘禁者の再社會化を理念として行われなければならないことを強調しつつも、保安拘禁のもっている宿命的な「保安目的」やその「害悪性」を払拭することができないことに心を痛めているようである。結論的に云つて著者も、この制度に対しては消極的態度を表明するものといつてよいであらう。以下は著者の述べるところを要約的に紹介したものである。

一 ドイツ連邦共和国における

保安拘禁執行の前提条件

- (1) その法律的条件としては、現行刑法第四二条。から i

保安拘禁執行の實際から(石原)

までと、同第二〇条 a であるが、そのほかにはこれまで、西ドイツ全州にわたつて統一的な執行を可能にする詳細な規定にとぼしかった。このために国は、一九六一年十二月一日に発効した、自由剝奪を伴う保安改善処分(保安改善執行)に関する服務執行規定中に、保安拘禁の執行に関する規定を含ませた(第二四四条―第二四九)。これによつて保安拘禁の執行は全連邦に統一的な執行規定によつて行われることとなつたが、その規定の中で、保安拘禁の目的が次のような趣旨において述べられている。即ち「保安拘禁は、確実な拘禁により被拘禁者から一般國民を守るという目的が達成されるように執行される(第二四五条第一項)」。

- (2) ところで保安処分の目的が、それを導入した当時からナチス刑法時代、そしてその後の二〇年においてどのように変貌したかは、その名称の変化により、推察し得るであろう。例えば一九二二年のラードブルッフ草案では、その名称は「改善保安処分(Maßregeln der Besserung und Sicherung)」であつたのに対して、一九三三年一月二四日の「危険な慣習犯人に対する法律」では、それが「保安・改善処分(Maßregeln der Sicherung und Besserung)」となり、現行刑法典もその表現を維持しているが、一九六二年草案では、それが

「改善・保安処分」と変っている。「改善」と「保安」の用語が並べて用いられるときに、立法者がそのどちらに重点を置こうとしているのかを知ることが重要である。一九三三年一月二四日の法律においては、法侵害者に対する国家の權威を高めるため、その保安思想の面が強調された。そこでは法的安全性と正義の問題は後退して、強制收容所への收容が行われた。自由刑と保安拘禁と労働所收容とがどのような形において執行されようとも、自由剝奪には変りないことが実務の面から強調されているが、立法者はそれぞれが別箇に執行されることが可能であることを前提とする。だが自由剝奪を受けている者は、その実質上の差異を知り得ない。受刑者は、責任刑法の枠内において科せられる刑罰には原則として大きな矛盾を感じないとしても、彼はいかなる事由においても「処分」という形での二重の処罰には心理的に反撥し、それに服せうとする気にはならないであろう。このことが、この処分があまり効果を上げない原因である。かようなことは、「保安」が第一の原理となり、社会防衛が強調されるときにおいて確實なものとなる。私は厳しい拘禁が単純に威嚇力を強めるものであるとは思っていないし、その上被拘禁者は厳しい戒律のもとに長年月にわたる自由刑に服した経歴をもつ

ているので、彼等はその仮借のない厳格さのもとで、かえつてもはや手に負えなくなっている、と考える。

保安拘禁の原理が「改善」であるとするならば、細心の人格調査に基づいて、被拘禁者の性格の積極面の開発を可能ならしめるためのあらゆる措置が講じられなければならない。そうして個別化処遇により、被拘禁者の緊張関係を可能な限り解消せしめるべきである。

(3) 多くの州では、被拘禁者は懲役刑の執行後、同じ刑務所の別棟に收容される。しかしこれでは、刑と保安処分との場所的分離が明確でない。そこでドイツ連邦共和国の法務委員会の各部会は、刑罰と異つた保安処分の目的を達するため、もっと厳格に刑罰と保安処分とを分離し得るかどうかを検討した。しかし保安拘禁から仮釈放へと幅広い果進処遇を行うためには、なお組織上の条件を欠いている。結局、適切な処遇の実現のために必要なのは人的条件である。即ち、監督―作業―行政―教育の四つの官署が互いに協力し合うべきである。一九六三年三月三十一日現在、ドイツにおいて合計八四四人の被拘禁者がいたが、これは同日現在の自由刑受刑者に対しては僅かに一、七七％にすぎない。このことが、保安拘禁に対する十分な法律規定、その他執行の前提条件を欠く理

由となっているものと思われる。

(4) 今後の保安拘禁の執行に対しては、何よりもその執行の法律的基礎を確立するとともに、執行の理念を明確にすることが要請される。ところでドイツ司法省の代表者は、保安拘禁の望ましい執行について、次のように述べている。即ちそれによると、「保安拘禁は、その囲いの内部で一定の運動を可能にする広さのある特別の施設で執行されるべきである。保安と秩序を危険ならしめない限りで、被拘禁者相互の交通を許すべきである。所持品を現在以上には制限しない。被拘禁者は独房に収容されるが、作業は共同で行うこと。アルコール飲料の購入は別として、報賞金を自由に使用させる。年令や作業能力の欠如のために報賞金の獲得が阻げられている者に対して、少しの小使銭を与える可能性をひらく。現在の三〇分―一時間の散歩時間を二時間にし、日曜にはそれをもつと長くする。なおそのほか我々は、作業から上る純益を被拘禁者に与え、そこから宿泊、衣服、食事のために必要な経費を差引くということを考えている。また被拘禁者に対する手紙や訪問の制限を出来るだけ緩和する。その他、被拘禁の個人的願望をできるだけ叶えさせるように努力する」。

保安拘禁執行の実際から（石原）

二 チーゲンハインの保安拘禁施設に おける保安拘禁の執行

(1) 現在のチーゲンハインの保安拘禁施設は、一九五八年に開設されたものである。その被拘禁者は、ヘッセンの刑務所からここに移されたのであって、ここに受刑者と被拘禁者との分離が実現されることになった。その収容能力は通常六五人、最大限七一人である。建物の構造、照明、通風などいづれも良好で、さしあたりは立法者のいう望ましい「保安・改善処分」が実行できた。その「改善」の面の努力も実を結んだ。特にその人的条件がこの施設の開設以来、満足に整えられている。管理ないし監督職員のほか、看護職員と、仮釈放の準備および釈放後において保護観察官として活動する一人のソシアル・ワーカーがいる。また被拘禁者の人格調査書が作成されるが、その診断は、チーゲンハイン刑務所の心理学者によって行われる。医療も同刑務所の医師が担当し、また教誨は地区の教誨師が行っている。

(2) 一九六五年五月三十一日現在において、チーゲンハインの保安拘禁所に収容される原因となった罪種を、六四人の被拘禁者について調査した結果、その二八％が風俗犯であり、

七二%が財産犯であった。また保安拘禁施設に收容される以前に執行された重懲役刑の平均刑期は、およそ三年であった。また同日現在の被拘禁者の平均年齢は四七・五才であった。

その他、出身地や家族状況、私生児か否か等の被拘禁者の成育条件についての調査も行われたが、これらの調査の結果から、ここに收容されている者も、これまでの研究において対象とされたところのものとは大差ないことが明らかとなった。

いづれにしても彼等は、無節操でそれ故に危険であり、また社会に対して危険を示す人的集団であることが認められる。

(3) 長い施設体験をもっている被拘禁者が、はじめてチーゲンハインの施設に足を踏み入れたときは、誰もが明らかにこの施設の解放的な取扱を感じて、少くとも始めのうちには有難く思うであろう。独房への收容、作業における個別分類処遇、自由時間には庭でのびのびと過ごすことが許されている、そういう解放的な処遇は、これまでの刑務所経験の余波にある者により印象を与えるのである。だが、施設側のこの隠された積極的傍観者の態度は、ただ短期間の間だけであり、やがて施設の全体的雰囲気は誤解していたことを被拘禁者は多かれ少かれ知らされるのである。被拘禁者にとって何よりも不満な点は、この保安拘禁はナチの立法であり、それは二重処罰

を意味すること、また自分が危険な異分子というレッテルを貼られ「改善不可能者」として生活することである。このような気持は彼の新生活への転換の意図を弱め、拘禁そのものに対するあきらめと反抗心を生じさせる。そしてその感情の中で、自分は根なし草のような人間だといった心理を表明するような態度をしばしばとるのである。

(4) 保安拘禁の執行は再社会化としての執行であるべきか、それとも純粹の拘禁刑としてのそれであるべきかという問題は、既に古くから論議されている。この原理的な考察はさておいても、いかなる場合でもその生活状況の変更についての被拘禁者の希望が閉め出されてはならない。執行者は被拘禁者に対して、いつかは保安拘禁から釈放されるべきが必ずあるのだということを説明しなければならない。拘禁は自由な生活に入る予備練習として考えられるべきであり、また被拘禁者を、釈放のための準備期間における自由生活への候補者として考えることが必要である。施設内での作業のほかに、適切な監視のもとに施設外での作業の可能性が多く与えられるべきである。ところで、現在多く論議されている作業報酬の問題は、被拘禁者の間でも大きな動揺を引起している。自由な外界との接触がいちぢるしく制限されているがために、

被拘禁者には、新聞、ラヂオ・テレビ等のマス・メディアによる外界とのつながりが与えられなければならないが、それによって被拘禁者は刑の執行や保安拘禁の改正に関する提案や計画を知るに至る。ところで完全な賃金―自由労働者が受けるのと同様の―という形で報酬を支給するということは充分に慎重な考慮を必要とする。被拘禁者の作業の場合には、年令条件や非常に差異のある作業能力が、賃金との関係で問題となる。また作業成績についての経済的評価にも、大きな差異が生じるにちがいない。例えば製鉄に従事している被拘禁者は（チーゲンハイン拘禁施設では、一九六五年五月三十一日現在、被拘禁者の二〇%が施設外での製鉄工業に従事している）、施設内で作業をしている者に対して数倍もの収益を得るであろう。そのことは作業の性質から考えれば不当でないかも知れないが、その際、ここでは自分の生活を自ら律し得る自由労働者が問題となっていないのではなくて、強制を伴う施設の中で生活している人間が問題となっていることを考慮しなければならない。

(5) 施設内での性の問題も大きな課題である。被拘禁者の二八%が風俗犯であることが問題を一そう大きくする。同性愛現象がしばしば起るので、これに対しては厳しい監視が止

むを得ず必要となる。性の要求を、休暇を与えることによってやわらげるといふ提案が出されているが、被拘禁者とその家族との関係はもはや非常に稀薄となっていることがその面会人の調査によっても裏づけられるし、また施設外での被拘禁者の正常な関係などは期待できないので、この提案も実効性がない。

(6) 放任的な処遇は個人にとって真の試験の場となるが、時にはその許容限度が踏み越される。そのために施設内での懲罰が必要となる。その場合、詳細な構成要件が明示され、施設の秩序維持のためにそれが断乎として適用され、明確な判定が下されることが必要であるが、同時に懲罰は、改善への努力の一つとして考えられることもまた必要である。ところでチーゲンハイン拘禁施設の職員の報告によれば、最近ある種の内部的反抗が生じているとのことである。この施設での作業成績は良好であるが、全体的な雰囲気は開設当時よりも悪くなっている。職員達はこの原因の一つを刑法改正や保安拘禁の問題に関する公的討論をマス・メディアで知り得ることのマイナス面の影響であると見ている。しかし民主主義国家においては、一般大衆自身がこれらの問題を討議するものであるとすれば、処分を受けている者もまた、かかる問題

に参加する資格があるものと云わなければならない。

三 被拘禁者の釈放、その準備およびその実現

- (1) 保安拘禁の執行もまた「累進的」に行われるので、施設内でいかなる制限の緩和が可能かという問題が検討されなければならない。その一つはいわゆる「試験施設」であつて、一集団の被拘禁者とその拘禁の末期において、共同にかつ自由に收容する、という試みであり、今一つは英国の予防拘禁において実施されているホステルの制度を実施する、ということである。しかし前者は、そこに收容された者が集団的に誹謗をうけたりするのであまり推せんできず、またホステルと同様の施設に收容することは今日の法律のもとでは可能でない。そこで工場や農場での施設外作業により累進処遇がなされ得るかどうかが問われるが、チーゲンハイン拘禁施設では二〇%の者が施設外の工場で、そして五%の者が施設内の庭で作業をしている。このような施設外作業を行わせる可能性は注目されるべきであり、一層広く実施されるべきである。
- (2) 仮釈放の可能性の検査には予測が重要な意味をもつが、それは保安拘禁施設で行われる治療を基礎として行うことが

できる。しかしその場合、施設の職員は鑑定人的役割をも負うことになり、その負担が重くなることは確かである。一九六四年五月三十一日からまる一年間のうちにチーゲンハインでは二五人が仮釈放されたが、うち十一人は施設の試験觀察官の監視に置かれ、五人が施設外で活動する試験觀察官に託され、二人が名誉職的委員の手に委託された。また六人が觀察官のもとに置かれるという負担なしに仮釈放され、一人はライブチヒの自宅へ帰った。觀察に付せられたうちの二人が遵守事項を守らなかつたし、四人の者が不明になつたので、結局、全仮釈放者のうちの一九人についてその効果が上つたわけである。しかしこの調査から一つの結論を引出すのは時期尚早である。けだしかかる釈放後の態度の統計的調査は、施設の開設以後約十年間ほどの存続を経た後に行われるべきだからである。

(3) 被拘禁者およびそれからの釈放者に対しては、一般公衆は全くの拒否的態度を示す。しかし自由の中に釈放された者の再起のためには、彼に対する理解ある態度が是非必要となる。この觀念を自ざめさせ押進めることは、単に当該官署の義務であるのみならず、マスコミに従事する者にとつての義務でもあることは明白である。

四 傾向犯人に対する社会防衛のために 可能な新しい方式についての考察

(1) 先づ、最初の自由刑執行における再犯を防止することが特に重要である。被拘禁者は原則として、既に二・一才になる以前に、可罰的行為によって自由刑に処せられた経験をもっている。それ故むしろ、少年刑の執行が重要な意味をもって来る。少年刑事施設では、早期犯罪者としての処置が始められなければならない。また「強制のもとにおける教育」の問題が適切な形で解決されるよう、試みられなければならない。また保安拘禁の執行も、応報の観念に限られることなく、再社会化の思想が貫徹されることによって正義の観念が実現されるものでなければならない。また再犯者を特殊集団として取扱うべきでなく、その人格性の細心の調査にもとづいて必要な個別化処遇を受けるところの個人として取扱われるべきである。そうして再犯者は、やっかい者ではあるが、社会に対する攻撃性のない、意思の弱い人間であることを認識する必要がある。

(2) 保安拘禁の執行を自由刑のそれと区別するという試みは成功していない。両執行は類似しているかまたは同じであ

保安拘禁執行の実際から (石原)

る。そこで保安拘禁を廃止して、傾向犯人から社会を守るための別の処置がないかどうか、考えて見る必要がある。そこで、保安拘禁の前提として科せられた刑期を必要だけ引延ばすということが提案されるが、それにはまた別の問題がある。私の経験からすると、通常、刑の効果は五年以後には消耗してしまい、それで長期の刑はもはや個人の再社会化に役立たず、もっぱら社会の保安のみの意味をもつものとなる。またこれによっても被拘禁者の「二重処罰」の意識を払拭することはできない。だがこのような疑念があるにも拘らず執行の観点からすると、私は自由刑の延長は合目的であると考える。危険なのは、責任刑法の原理が放棄されて、もっぱら合目的性のみが決定的な要因となる、ということである。「犯罪者を単なる目的の処置のもとにおく者は、国家至上主義的な目的の処分に門戸を開くものである」(ヘルムート・マイヤー)。そこで、やはり「保安拘禁」という用語を廃止することは、無意味ではないであろう。けだしもっぱら合目的性が貫かれるところでは、拘禁をうけるのは「人間」ではなくて「危険物」だ、ということになるからである。

(3) 外国においては、刑法および行刑法の改正に先立って、執行の実情について根本的な調査が行われた。カナダの例な

(一五二) 一五二

どは適切であるが、そこでは独立の委員会によって総体的に執行が検討され、そこから将来の立法のための結論が引出された。執行に従事する職員に、保安拘禁の執行に関する疑問を申述する機会を与えることは不当でないと思われる。彼等は社会の保安の必要性を充分認識するであろうが、時折、被拘禁者から出される「二重処罰」の不平を、聞き落すことはいないであろう。保安拘禁の実務がなお満足のないものでないならば、いかなる条件のもとでその変更が可能かを検討することが肝要である。

以上